

商工「すど

かわら版

第214号
小須戸
商工会

〔4月の
花〕
さくら



第五十八回通常総会

開催予定のお知らせ

第五十八回小須戸商工会通常総会は、次の日程にて開催予定です。後日、正式にご案内いたします。

多くの会員の皆様のご出席をお待ちしております。

◎日時：平成三十年

五月十五日（火）午後二時～

◎会場：小須戸商工会館三階会議室

「小須戸まちづくりセンター」 参加店募集について

小須戸商工会商業活性化委員会では、平成二十三年度から続く商店街の活性化対策として、今年度は小須戸商店PR冊子《すど》のごすど・夏巡業サイ「口場所」を発行します。発行にあたり、参加店を募集いたしますので、ぜひお申し込みください。

【内容】

各お店の取扱商品、営業時間、定休日、期間中のサービス等を記載したカラー冊子を制作し、旧小須戸町全世帯に配布します。PR冊子の中にはスゴロクの台紙が印刷されており、掲載のお店で五百円以上のお買い物をしていただくと、その場でサイコロを振ってスゴロクに参加できます。スタンプが三十個あたりとなり、先着で参加店共通商品券をプレゼントします。また、Wチャンスとして、ゆうパックが当たります。

【開催期間】

平成三十年七月十三日（金）

～八月三十一日（金）

【参加費】

無料（ただし、お客様に対する割引やサービスは各お店で企画し、その分は各お店で負担してください。）

【申込方法】

同封の申込書で平成三十年四月十九日（木）までにお申し込みください。

「小規模事業者持続化補助金」の 公募が開始されました

【概要】

国の平成二十九年補正予算事業として、実施されることとなりました。公募が開始されましたのでご案内いたします。

小規模事業者が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組み費用の三分の二を補助します。商工会会員、非会員を問わず、応募可能です。

※小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が左記のいずれかである小規模事業者（会社）企業組合・協業組合を含む）および個人事業主です。

- ① 従業員の数が五人以下の卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）
- ② 従業員の数が二十人以下のサービス業のうち宿泊業・娯楽業

- ③ 従業員の数が二十人以下の製造業・建設業・その他
- ④ 従業員の数が二十人以下の企業組合・協業組合

【補助上限額】

五十万円

※補助対象経費七十五万円の支出の場合、その三分の二の五十万円を補助します。補助対象経費九十万円の支出の場合には、その三分の二は六十万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である五十万円となります。

但し、以下の場合は、補助上限額が百万円に引き上がります。

- ① 従業員の賃金を引き上げる取組
- ② 弱い弱者対策の取組
- ③ 海外展開の取組

また、原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が百万円～五百万円となります（連携する小規模事業者数により異なります）。

【取組の例】

- ・ 販売促進用チラシ作成
- ・ カタログ作り

- ・販促ツールの制作
- ・ホームページの制作
- ・商談会、見本市への出展参加
- ・看板の新装、陳列棚の改良
- ・店舗改装
- ・商品パッケージの改良
- ・外国語パンフレットの制作
- ・店内バリアフリーの導入
- ・省エネ設備の導入
- ・・・など

【日程】

1. 公募締切
平成三十年五月十八日（金）
2. 採択公表
平成三十年七月中旬（予定）
3. 事業終了
平成三十年十二月三十一日（月）

【申請方法】

申請書等は、新潟県商工会連合会HPからダウンロードできます。
<http://www.shinsyoren.or.jp/>
 また、申請に際しましては、商工会の確認が必要となりますので、お早目にお問い合わせください。

経営計画作成セミナーの開催について

新潟県商工会連合会では、小規模事業者を対象に、経営計画作成セミナーを開催します。前段の小規模事業者持続化補助金の申請にも役立つセミナーとなっておりますので、ぜひお申し込みください。

【日時】

平成三十年四月十二日（木）

午後一時三十分～四時三十分

【会場】新潟県商工会館

【対象者】小規模事業者

【参加費】無料

【申込】

商工会までお問い合わせください。

平成三十年度

新潟市制度融資の改正について

新潟市で中小企業のために行っている新潟市制度融資について、平成三十年度の改正がありましたのでご案内いたします。紙面の都合上、一部のみご紹介いたします。詳細は商工会までお問い合わせください。

【小規模企業者と新規開業者向け融資の限度額の拡充】
 国の「中小企業者の経営の改善発達を促進するための関係法の一部改正」を受け、「小規模企業振興資金」と「中小企業開業資金」の限度額を二千万円へ拡充します。

【経営支援特別融資の融資期間を延長】
 前年と比較し売上が減少となった方を対象とする経営支援特別融資について、返済負担の軽減などを目的に融資期間を延長（現行九年以内→改正後十年以内）します。

【設備資金に対する支援の見直し】
 資金使途の制限が比較的少ない「一般融資」の限度額を現行の二千万円から三千万円に拡充、融資期間も現行の八年から十年に延長し、より設備投資に取り組みやすい制度とします。

新潟市国民健康保険のお知らせ

平成三十年四月より国民健康保険制度が変わります。紙面の都合上、一部のみ、お知らせします。

【国民健康保険料の納付回数を変更】
 年二回行っていた、保険料額の決定（賦課）を、年一回に変更します。納付回数が年十二回から九回（四月から六月までの納付がなくなります）となるため、一回あたりの納付額は増えますが、年間の保険料額は変わりません。年金天引きの方は、これまでどおり、年金支給月に年金から天引きされます。

【国民健康保険料率・賦課限度額を改定】
 平成三十年度保険料率は、医療分を引き下げ、支援分・介護分を引き上げます。全体として保険料率は引き下げとなります。

平成 30 年度 国民健康保険料率・賦課限度額 ※（ ）内は平成 29 年度

	医療分	支援分	介護分
所得割	7.6% (8.2%)	3.1% (2.8%)	2.5% (2.2%)
均等割	17,700 円 (20,100 円)	7,200 円 (6,600 円)	14,100 円 (12,300 円)
平等割 (一世帯あたり)	22,200 円 (24,000 円)	9,000 円 (8,400 円)	—
賦課限度額	58 万円 (54 万円)	19 万円	16 万円